

●香川県告示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第22条の規定により、区画漁業の免許の変更について、平成22年1月1日次のとおり免許した。

平成22年1月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 免許番号 区第840号（まだい、雑魚）

免許年月日 平成21年1月1日

漁場の位置及び区域

変更前

ア 漁場の位置 高松市屋島東町潟ノ内北西部地先

イ 点の位置

基点A 屋島東町宮ノ窪洲鼻（旧防砂堤跡）

” B 庵治町ハジキ鼻

” C 屋島台頂北端（北嶺北端）

” D 庵治漁港王ノ下旧突堤灯台

点 イ AからB見通し線上Aから50メートルのところ

” ロ AからB見通し線上Aから300メートルのところ

” ハ CからD見通し線上最大高潮時海岸線からDへ50メートルのところ

” ニ CからD見通し線上最大高潮時海岸線からDへ300メートルのところ

” ホ ハからイ見通し線上ハから245メートルのところ

” ヘ ニからロ見通し線上ニから245メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロヘ、ヘホ、ホイの4直線に囲まれた区域

変更後

ア 漁場の位置 高松市屋島東町潟ノ内北西部地先

イ 点の位置

基点A 屋島東町宮ノ窪洲鼻（旧防砂堤跡）

” B 庵治町ハジキ鼻

” C 屋島台頂北端（北嶺北端）

” D 庵治漁港王ノ下旧突堤灯台

点 イ AからB見通し線上Aから50メートルのところ

” ロ AからB見通し線上Aから300メートルのところ

” ハ CからD見通し線上最大高潮時海岸線からDへ50メートルのところ

” ニ CからD見通し線上最大高潮時海岸線からDへ300メートルのところ

” ホ ハからイ見通し線上ハから245メートルのところ

” ヘ ニからロ見通し線上ニから245メートルのところ

” ト イからハ見通し線上イから350メートルのところ

” チ ロからニ見通し線上ロから350メートルのところ

ウ 漁場の区域 ホヘ、ヘチ、チト、トホの4直線に囲まれた区域